

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係）

建築計画概要書

（第一面）

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 林ステイコパ` ガ` シガ` イヤ` ダ` 化ヨウトリマリアク トクダ` ミツアキ
【ロ. 氏名】 オネスティ神戸株式会社 代表取締役 徳田光昭
【ハ. 郵便番号】 651-2117
【ニ. 住所】 兵庫県神戸市西区北別府一丁目2番地の1

【2. 代理者】

【イ. 資格】（一級）建築士 （ 大臣 ）登録第 345890号
【ロ. 氏名】 加藤 千豊
【ハ. 建築士事務所名】
（一級）建築士事務所（ 兵庫県 ）知事登録第 01A00402号
有限会社 有井建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 655-0011
【ホ. 所在地】 兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘2丁目7-12
【ヘ. 電話番号】 078-708-8322

【3. 設計者】

（代表となる設計者）

【イ. 資格】（一級）建築士 （ 大臣 ）登録第 345890号
【ロ. 氏名】 加藤 千豊
【ハ. 建築士事務所名】
（一級）建築士事務所（ 兵庫県 ）知事登録第 01A00402号
有限会社 有井建築設計事務所
【ニ. 郵便番号】 655-0011
【ホ. 所在地】 兵庫県神戸市垂水区千鳥が丘2丁目7-12
【ヘ. 電話番号】 078-708-8322
【ト. 作成又は確認した設計図書】
構造図・構造計算書以外の申請図書一式

（その他の設計者）

【イ. 資格】（ ）建築士 （ ）登録第 号
【ロ. 氏名】 未定
【ハ. 建築士事務所名】
（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】
構造図・構造計算書一式

【イ.資格】() 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】
() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】() 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】
() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)
上記設計者のうち、

建築士法第20条の2 第1項の表示をした者

【イ.氏名】
【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第

建築士法第20条の2 第3項の表示をした者

【イ.氏名】
【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付第

建築士法第20条の3 第1項の表示をした者

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第

建築士法第20条の3 第3項の表示をした者

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第

【イ.氏名】
【ロ.資格】 設備設計一級建築士交付第

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】
(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】(二級)建築士 (兵庫県知事)登録第 加古川第1377号
【ロ.氏名】 高橋 仁志
【ハ.建築士事務所名】
(二級)建築士事務所 (兵庫県)知事登録第 02A04411号
株式会社 高栄建設
【ニ.郵便番号】 673-0036
【ホ.所在地】 兵庫県明石市松江90番地
【ヘ.電話番号】 078-924-8000
【ト.工事と照合する設計図書】
申請図書一式

(その他の工事監理者)

【イ.資格】()建築士 ()登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】
()建築士事務所 ()知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】() 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ハ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】() 建築士 () 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ハ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【6.工事施工者】

【イ.氏名】 代表取締役 高橋 仁志

【ロ.営業所名】 建設業の許可(兵庫県知事) 第特28-404604号

株式会社 高栄建設

【ハ.郵便番号】 673-0036

【ニ.所在地】 兵庫県明石市松江90番地

【ホ.電話番号】 078-924-8000

【7.備考】

【建築物の名称又は工事名】

【名称のカタカナ】 ニシクモチコ1チョウメ オネスティコウベシャオク シンチクコウジ

【名称】 西区持子1丁目 オネスティ神戸社屋 新築工事

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】 兵庫県神戸市西区持子一丁目218番1

【2.住居表示】

【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4.防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし (法第22条区域)

【5.その他の区域、地域、地区又は街区】
第5種高度地区、下水道処理区域

【6.道路】

【イ.幅員】 16.500m
【ロ.敷地と接している部分の長さ】 14.230m

【7.敷地面積】

【イ.敷地面積】

(1) (488.45) () () () m²
(2) () () () () () m²

【ロ.用途地域等】

(準工業地域) () () () ()

【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(200.00) () () () () %

【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

(60.00) () () () () %

【ホ.敷地面積の合計】 (1) 488.45m²

(2) 0.00m²

【ハ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200.00%

【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60.00%

【チ.備考】

【8.主要用途】 (区分 08470) 事務所、飲食店

【9.工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10.建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ.建築面積】 (176.74) () (176.74) m²

【ロ.建蔽率】 36.19%

【11.延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ.建築物全体】 (443.55) () (443.55) m²

【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () m²

【ハ.エレベーターの昇降路の部分】 () () () m²

【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () m²

【ホ.自動車車庫等の部分】 () () () m²

【ヘ.備蓄倉庫の部分】 () () () m²

【ト.蓄電池の設置部分】 () () () m²

【チ.自家発電設備の設置部分】 () () () m²

【リ.貯水槽の設置部分】 () () () m²

【ヌ.宅配ボックスの設置部分】 () () () m²

【ル.住宅の部分】 () () () m²

【ヲ.老人ホーム等の部分】 () () () m²

【ウ.延べ面積】 443.55m²

【カ.容積率】 90.81%

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 1

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ.最高の高さ】 (9.990) () m

【ロ.階数】 地上 (3) ()

地下 () ()

【ハ.構造】 鉄骨造

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

【15.工事着手予定年月日】 令和4年9月10日

【16.工事完了予定年月日】 令和5年4月10日

【17.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 1回) 令和4年11月1日 (基礎の配筋工事)

(第 2回) 令和4年12月15日 (2階の鉄骨の建て方工事)

(第 回) ()

【18.建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】

要 否

【19.建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【20.その他必要な事項】